

## 茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、私立の保育所及び認定こども園の施設整備（別表に掲げるものをいう。以下同じ。）に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を促進するとともに、待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。）をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

### (補助対象)

第3 補助の対象となる事業は、当該年度において、就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日こ成事第466号）の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「国の要綱」という。）に基づく就学前教育・保育施設整備交付金（以下「国補助金」という。）、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱（平成21年3月27日施行）に基づく大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（以下「府補助金」という。）又は保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づく保育対策総合支援事業費補助金（以下「保育対策総合支援事業費補助金」という。）の採択を受けた補助事業であって次に掲げる事業とする。

- (1) 保育所及び当該施設を設置する者の運営が大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）及び保育所の設置認可等について（平成12年児発295号厚生省児童家庭局長通知）又は小規模保育所の設置認可等について（平成12年児発296号厚生省児童家庭局長）に適合した保育所の施設整備を行う事業
- (2) 認定こども園及び当該施設を設置する者の運営が大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）に適合した認定こども園の施設整備を行う事業

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、国補助金の採択を受けた事業にあつては国の要綱、府補助金の採択を受けた事業にあつては平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙「安心こども基金管理運営要領」（第16において「国の運営要領」という。）の施設整備に係るもの、保育対策総合支援事業費補助金の採択を受けた事業にあつては認可保育所等設置支援事業の実施について（令和5年4月19日こ成保第15号）の別添1保育所等改修費等支援事業実施要綱に係るものとする。

(補助金額)

第5 補助額は、国補助金、府補助金又は保育対策総合支援事業費補助金の要綱又は要領に定められた補助額及び市負担額を合わせた額とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の届出)

第8 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において次に掲げる変更等をしようとするときは、第6に準じて茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費配分又は建物等の用途変更等当該事業計画の内容変更
- (2) 事業計画に記載された事業の中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）

2 前項の規定による変更承認申請があつた場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(着工届等)

第9 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る工事に着工したときは、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金による施設の工事着工届書（様式第5号）を指定された期日までに市長に届け出なければならない。

2 補助事業が計画期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。  
（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の確定）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認める者については、第9の工事着工届書の提出後、茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金概算払請求書（様式第9号）により概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の精算）

第14 第11の補助金確定通知書を受けた者のうち、第12ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けた者は、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金精算追加分交付請求書（様式第10号）により不足分を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その

職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(国の運営要領及び国の要綱の順守)

第16 国補助金の採択を受けた事業にあつては国の要綱、府補助金の採択を受けた事業にあつては国の運営要領に掲げる条件を順守しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚為その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から実施し、平成17年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月28日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月18日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施し、改正後の茨木市私立保育所施設整備費補助金交付要綱第3、第4及び別表第2の規定は、平成24年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
法人名  
代表者名

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付申請書

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の目的及び内容

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
代表者名 様

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
法人名  
代表者名

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市私立  
保育所及び認定こども園施設整備費補助金について、次のとおり変更した  
いので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円



様式第4号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
代表者名 様

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した  
茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金は、次の条件を付けて  
変更承認します。

条 件

交付決定額 円

変更増減額 円

変更交付決定額 円

年 月 日

茨木市長



様式第6号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地  
法人名  
代表者名

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
代表者名 様

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金実績報告書を審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

1	補助金交付額	円
2	補助金確定額	円
3	補助金差引額	円

年 月 日

茨木市長

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
法人名  
代表者名

⑩

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった  
補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第9号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
法人名  
代表者名

印

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知の  
あった補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金概算払請求額 円

様式第10号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
法人名  
代表者名

印

茨木市私立保育所及び認定こども園施設整備費補助金追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった  
補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助金交付済額 円
- 4 清算追加分請求額 円